

◇次号(二八四号)の原稿募集

- ①『土佐史談二八四号』は、二〇二三年十一月十五日に発行する予定です。原稿締め切りは、八月三十一日です。
- ②投稿原稿に関わる詳細については、『土佐史談』投稿規定をご確認ください。「主題」については同規定第一条、字数については同規定第二条に記載しております。原稿は当会事務局までご提出ください。

◇『土佐史談』投稿規定

第一条【投稿原稿の主題】

投稿原稿の主題及び内容は、土佐史談会会則第二条に規定される高知県をフィールドとする歴史・地理・民俗・考古ほか、これに類する分野のテーマをその内容とする。

第二条【論文・史料紹介・歴史余話の字数】

投稿原稿は、未発表の内容で次の字数でまとめる。

「研究論文」基本二〇〇〇〇字以内。

縦書き二四字×二一行×二段を一頁とし、図版・写真等を含めて二〇頁以内に収める。

「史料紹介」基本一〇〇〇〇字以内。

縦書き二四字×二一行×二段を一頁とし、図版・写真等を含めて一〇頁以内に収める。

「歴史余話・史跡紹介・研究ノート」基本三二〇〇字以内。

二段組みにするか、三段組みにするかは、原稿内容を見て、編集委員会で決定する。図版・写真等を含めて四頁以内に収める。

第三条【『土佐史談』の投稿締め切り日並びに発行日】

『土佐史談』は、年3回を基本として発行するものとする。発行日及び投稿締め切り日については、編集委員会が協議し、理事会で決定したうえで、総会並びにホームページで会員に周知する。

第四条【事由がある場合の大幅字数超過論文等の取り扱い】

第二条に規定する字数超過の投稿原稿は、基本的に受け付けることができない。但し、やむを得ない特別の事由がある場合には、審査を行う編集委員会の期日までに

「超過する理由」を文書にて事務局を通して編集委員会に提出し、編集委員会で承認を受ければ審査対象となる。結果、編集委員会の審査で採用となった場合は分割掲載（最高二回まで）となる。

第五条【投稿論文等の審査・投稿原稿採用について】

投稿原稿の採否は、各編集委員が査読し、これを基に編集委員会で相互に協議したうえで、採否を決定する。最終的決定は、編集委員個々の意見ではなく、編集委員会総体としての組織的判断となる。

第六条の一

【不採用通知書の該当者への送付・投稿内容の投稿者への指摘及び問い合わせ】

第五条での協議の結果、不採用の場合のみ、『土佐史談』発行日までにその簡潔な事由を記述した不採用通知書を該当者に郵送する。また、編集委員会の審査の中で投稿論文等の内容について不備、もしくは不明な点がある場合は、編集委員長の名において不備の指摘、もしくは不明な点についての問い合わせ（電話もしくは文面）を行う。問い合わせの結果、不備の指摘もしくは不明な点が解決されない場合は、採用見送りとする。

第六条の二【投稿に関わる質問及び不採用事由の回答について】

投稿について不明な点があれば、事務局を通して編集委員会に回答を求めることができる。但し、投稿不採用に関わる苦情や不服については、不採用通知書で記載したこと以外の詳細な事由を事細かく回答することはできない。

第七条【投稿原稿のデータ提出の必須・手書き原稿の早めの提出について】

投稿原稿は、基本的に「ワードデータ」または「太郎データ」で、図版・写真のデータを必ず添付して事務局に提出すること。また、手書きの原稿の場合は、締め切り日よりできるだけ早く提出を心がけること。ぎりぎりに提出になれば対応できない場合があることを承知すること。

第八条【投稿原稿の推敲と「引用・参考文献」「註」等の文末記載について】

投稿原稿は、十分に推敲して投稿し、「引用・参考文献」「註」等を必ず文末に付けること。これにより「自分の考察」と「文献」の区別ができるようにすること。この点が不明確な論文は、初めから不採用とする。